開会 (8:59)

○太田浩三郎委員長 皆さん、おはようございます。

市民福祉常任委員会に付託されました案件は全部で4件であります。審査順序は、こども未来部、健康福祉部の順番により進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 御異議なしということで、お手元に配付の審査順表のとおりとさせていただきます。

それでは、こども未来部関係の議案審査に入ります。

初めに、議第65号「焼津市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、議案第65号に対する質疑に入ります。

質疑、御意見のある委員は御発言願います。

- ○杉田源太郎委員 東益津幼稚園、そこをなくしていったときに、その後の使い道という のが何かまだ示されていなかったと思うんですけど、そういうところについて、オファ ーとかなんかというのはもう既にあるんですか。
- ○藤野 大子育で支援課長 東益津幼稚園の廃園後の園舎の利活用につきましては、今後、 地域の皆さんの御意見をお伺いしながら検討していきたいというふうに考えておりまし て、その検討をするに当たって、現在、庁内が検討体制のほうを整えるということで準 備を進めているまだ段階でございます。
- ○杉田源太郎委員 具体的なオファーがあるとか、そういうのはない。
- ○藤野 大子育て支援課長 それはございません。
- ○杉田源太郎委員 例えばですけど、今回、深田議員の一般質問の中でフリースクールの 話があったと思うんですけど、そういうところへの返事だとか、そういうことというの はまだ考えていないですか。検討される余地はありますか。
- ○藤野 大子育て支援課長 今、フリースクールといったお話がございましたけど、それも1つの御意見として聞いた中で、いろんな利活用の方法があられると思いますので、 その1つとして見ていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○太田浩三郎委員長 ほかには何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 それでは、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 それでは、討論なしということで、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。議第65号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員であります。よって、議第65号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

結構です。御苦労さまです。

では、次に、健康福祉部関係の議案審査に入ります。

まず、認第13号「令和2年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

それでは、認第13号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○杉田源太郎委員 先日の質疑の中で、深田議員の質疑の中と、それに対する部長答弁の 中で、ちょっと分からないところが幾つかあるので教えてください。

まず、滞納世帯の件数の中で、1,496世帯で所得200万円以下の世帯が1,224世帯というふうに回答があったと思います。この1,224世帯の方たちというのは不納欠損という形で免除されたのか、あるいは、この方たちの中に滞納整理機構ですか、そちらのほうに86件あったということだったと思うんですけど、そのところにこの200万円以下の世帯というのが入っているかどうか。

- ○小池善栄納税促進課長 ただいまの質疑でございますけれども、申し訳ありません。86 件の中に200万円以下の所得の世帯がどれぐらい入っているかについては、ちょっと今、手持ち資料がございませんので、持ち帰って、もし調べて分かるようでしたらお答えさせていただきますので、すみません。
- ○杉田源太郎委員 200万円以下の世帯が1,224世帯あるけど、その方たちへの対応という のはどうなんですか。
- ○小池善栄納税促進課長 申し訳ございません。滞納世帯の200万円以下の世帯の中に不納欠損の世帯がどれぐらいあるかにつきましても、ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほどまた出させていただきます。
- ○杉田源太郎委員 一般被保険者療養給付費の問題で、答弁の中で、これは平成30年度から制度改正によって、今まで市町が負担する療養給付費というのは県から交付される普通交付金によって賄われるという答弁があったと思います。そうなったときに、令和元年度で96億3,000万円、令和2年度で予算のときに94億1,900万円ぐらい、こういう報告があったと思います。だけど、こうやって県から交付される普通交付金というところで賄われるということになったときに、こういう予算というものがそもそも必要なのかどうか、そこがちょっとよく分からないですね。
- ○嶋 美津子国保年金課長 杉田委員にお答えいたします。

歳出の保険給付費の中の一般被保険者療養給付費について、支出に対する交付金が普通交付金として賄われてくるという御質疑だったと思うんですけれども、これに対しては、一般療養給付費で支出したものについては普通交付金で県から入ってくるものですから、予算としては計上しておく必要があります。

以上です。

○杉田源太郎委員 計上しておく必要はあるけれども、その結果によって、それだけは県から入ってくるから、最初の予算のときにそこに計上する必要はあるよということですか。

そうすると、歳入のところで、県からの支出という形で、4款1項1目ですか、ここのところに県からの保険給付費というのがここで入っていますよね。これが一般療養給付費に充てられるということであるならば、支出のところに書いてあるその金額というのは、これに準じて予算というのはつくっておくということであって、これは目的がしっかりした補助金なもので、それにしか使えませんよね。そうなったときに、あえてここの支出のところでこういう予算があったというのは、やっぱり書かなきゃいけないんですか。

○嶋 美津子国保年金課長 歳出予算の区分ということでしょうか。

区分につきましては、一般療養給付費、こちらは病院にかかった時の診療報酬の部分に当たります。ですので、病院に対して、国保連を経由して支払いをするものです。ほかにも退職者、1款1項1目は今御説明しました。2目は退職者の関係の給付費です。それから、3目は一般被保険者療養費ということで、こちらは病院経由で払うという、主にそういうものではなくて、はりとかマッサージとかそういった療養費ということで払うものになるものですから性質が違ってきますので、区分を分けて予算計上する必要があります。それらに対して、普通交付金として県からお金が賄えるということです。

- ○杉田源太郎委員 ということは、最初、予算計上はしておいて、でも、必ずこの部分は 県から補助金が入るよと。最初からそこの部分というのは後で削られるというか、そう いうことになるということでいいですか。
- ○嶋 美津子国保年金課長 削られると申しますか、かかった費用に対して交付金が支給 されるということです。
- ○杉田源太郎委員 確実に最初からかかった部分については、交付金、必ず充てられるんだよね。

だから、充てられるのは最初から分かっているわけなので、これだけ最初に予算計上しましたよ、だけど実際にかかった分はこうだったもので、その分は全部県から来るから、この分はまた元に戻すよという、そういうことですよね。

- ○嶋 美津子国保年金課長 元に戻すよというか、歳出は歳出で支払って、歳入は歳入で 受けるということです。
- ○太田浩三郎委員長 出た分だけ入ってくるということ。
- ○川島 要委員 入ってくるんだけど中身は計上するということだね。
- ○太田浩三郎委員長 かかった分だけ入ってくるよということ、単純に言うと。
- ○嶋 美津子国保年金課長 歳入の予算書ですと、4款1項1目の保険給付費等交付金の 備考欄に普通交付金と特別交付金というものがございますが、そのうちの普通交付金に ついては、今私が申し上げた説明の分の交付金です。それのほかに特別交付金というの がありますので、それはまた別途、市町の状況とか、特別な事情ですとか、保険者の努力に対して交付されるものが別にあります。
- ○杉田源太郎委員 ちょっと分かるような分からないような。

その問題はちょっと置いておきますけど、ちょっと分からないので確認したいんですけど、令和元年度の決算の中では、普通交付金のあれが、3款1項1目なんですけど、今回4款1項1目、これは何か項目……。

○嶋 美津子国保年金課長 今回、令和2年度予算では、3款に国庫支出金というものが、

補正予算でこちらはつけさせていただいたんですけれども、新型コロナウイルス感染症 の関係で、減免した分に対して災害臨時特例補助金ということで、国のほうから補助金 が出るということと、それから、システム改修についても補助金があったものですから、 そちらの予算を補正予算でつけまして、そちらで款が1つ増えました。 以上です。

- ○杉田源太郎委員 結局、この療養給付費の中で減額補正をするというのは、受診控えだ とか、あるいはインフルエンザが増えなかった、そういうことが大きな差になっていっ たんじゃないかという。全体で合計2億2,000万円ぐらいでしたっけ、基金の繰入れの ところで書いてあるわけですけど、結局見込み違いというか、今年度、インフルと新型 コロナウイルス感染症という答弁されたと思うんですけど、じゃ、令和元年度はどうだ ったかというと、同じく2億円近くあるわけですよね。令和元年度も同じようなことで いいんですか。また、6款2項1目。そこのところで、当初予算は2億3,600万円ぐら い。そこから2億2,300万円の減額更正を行っているわけですよ。この減額補正という のは、さっき言った繰入金の確定や収入増、納付金の確定によって、歳出減によって基 金の減額になったという、そういう答弁だったと思うんですけど、この2億円の基金の 繰入金というのは、そういうところというのは毎年同じような傾向にあるんじゃないで すか。
- ○嶋 美津子国保年金課長 基金の繰入金が当初予算で2億円計上していたのが減額をし ているという御質疑だったかと思うんですけれども、当初予算編成を行う中で、まず歳 出予算を見積もります。その中で歳入予算も、税がどのくらい見込まれるか、それから、 国からの交付金、補助金がどのくらい入るかといったものを見込むわけなんですけれど も、その中で歳入歳出の差額が出ているときに、歳入の欠陥を補うために基金からの取 崩しで予算をつくっております。年度を通していく中で繰越金が発生したりですとか、 国からの補助金が増えてきたりですとか、それから、納付金の額が変更になったりとい うことで基金の取崩しが減額されたということです。

以上です。

- ○杉田源太郎委員 毎年同じ傾向なんですかということ。
- ○嶋 美津子国保年金課長 当初予算の段階では、なかなか全てをぴったりに見込むとい うことは難しいものですから、調整をするために基金からいつも取り崩して調整を図っ ているということは毎年行っています。
- ○杉田源太郎委員 額として同じぐらいだという。
- ○嶋 美津子国保年金課長 額は年によって変わってくるかと思いますけれども。 以上です。
- ○杉田源太郎委員 結局、支払準備基金というのは、療養給付費が足らなかったからこれ を準備して充てるというということですよね。それでいいですか。
- ○嶋 美津子国保年金課長 国保事業全体の運営の中で事業費に充てるものです。 以上です。
- ○杉田源太郎委員 それと、先ほどの件ですけど、コロナ禍で受診控えが増えたとか、新 型コロナウイルス感染症対策によってインフルエンザが増えなかったということがその 大きな原因だという、そういう答弁があったと思います。だけど、支払準備基金という

のが、先ほど言ったように県のほうから必ず来るもので、そういうものというのはやっぱり計上する必要があるのかなと。国保の基金全体で10億円という金額がここに書いてあったんですよね。そういう大きな金額というものが、その使われ方というものについてすごく違和感を感じるんだけど、それはどうですか。

部長の答弁の中で、全体の中で、今年度は96.6%の執行率、これというのはかなり高いものだよと。年によって、この前のときには93%、元年度が98%、その時々によって違う。その九十何%というのを執行率として大きい、100に対して九十幾つですから、それは大きいというのは言い方として分かるんだけど、金額が物すごく大きいんですよ。その金額の大きさを考えたときに、果たして最初の補正のマイナスと、あと、余った分2億円を足して、全体で7億円あったわけですよ。そういうものについては、やっぱり多すぎたんじゃないかという、そういう解釈は成り立たないですか。

○石原隆弘健康福祉部長 まず、基金を使うというのがどういうことかということですけ ど、先ほど課長のほうで御説明いたしましたけれども、歳入歳出の全体像から、歳入の ほうが不足するというか、歳出のほうが多いというか、そこの不足のところを基金を取 り崩して賄う予算をまず組んでいるということです。執行率が歳入歳出とも100%であ れば、そのまま基金を取り崩すということで決算を迎えることになります。

ただし、我々もその予算どおり、予算100%で歳入歳出を執行できれば一番いいとは 思いますけれども、現実問題、なかなかそこは難しいのかなというふうに思ってござい ます。

そういった中で、この間の本会議で私のほうで御答弁したのは、特に歳出の中で金額の大きい給付費について、執行率が96.6%ということでございます。通常の一般会計の予算も含めまして、歳出で96.6%というのは、なかなか予算に対してどれだけ使うかという中では、決して低いとは言えないというふうに我々は思ってございます。そういった中で、当然歳入のほうも100%に行かない部分もあるでしょう。他の歳出も100%に行かないところもある。結果として、1年たって決算を迎えたときに歳出が思ったより少なかったみたいな中で取り崩す基金を減額すると、そんなに基金を崩さなくても決算が打てましたというようなことが起こるということでございます。

そのときに金額が大きいかどうかという話でございますけれども、なるべく予算に近い形で決算を迎えられるように努力はいたしますけれども、我々としては、これぐらいは仕方ないとは申しませんけれども、やっぱりどうしても例年こういった差が出てしまうのかなというふうに思ってございます。

以上です。

- ○杉田源太郎委員 過去のことを振り返ってみると、この執行率というのが100%を超えたときというのはありますよね。
- ○石原隆弘健康福祉部長 歳出でということですか。それは、基本的にはないです。
- ○杉田源太郎委員 すみません。自分の資料の間違いかもしれない。

じゃ、いつも100%未満でちゃんと執行されていたと。だけど、金額としては、毎年基金への繰入れの中で、今、基金の全体として、基金の使い方については今の説明で分かりますけど、ただ、その金額として、いろいろ滞納世帯なんかがすごく多い、それも200万円以下の本当に生活が困窮している人たちのところが圧倒的に多くなっていると

いう、そういうことを考えたときに、その使い道というのは他にあるんじゃないかなというふうに思ったんですけど、それはどうですか。

- ○石原隆弘健康福祉部長 基金の使い道について、申し訳ございませんけれども、この委員会でどうだという発言はちょっと控えさせていただければと思います。
- ○杉田源太郎委員 部長答弁の、深田議員の質疑に対して、今は分からない、今は分からない、今答えられないというのがあったんですけど、それは何でですか。
- ○石原隆弘健康福祉部長 あの金額については、深田議員のほうからは今現在幾らという 聞き方だったと思います。我々が言えるのは、あくまでも今回の決算で基金が10億円何 がし。それから、あと、もし言えるとしたら、あの場で3回で時間切れだったもので私 もそこまで言えませんでしたけれども、言えるとしたら、令和3年度の当初予算で幾ら 計上していますということは申し上げられると思いますけれども、今現在基金が幾らあ りますかということについては、正確な数字というのはお答えできないという意味でお 答えをしていないんですね。決して、あそこでも言われましたけれども、隠蔽するとか 隠すとか、そういう意図が決してあるわけではなくて、正直、今の数字はないというか、あるのは決算で現状幾ら、それから、あと予算でどういう計上をしていますということ しか申し上げられないと、そういったことでございます。
- ○渋谷英彦委員 杉田委員の言いたいことは十分伝わっていると思うのであれだと思いますけど、ちょっと私のほうから1つあれなんですけど、これって県に移行するんですよね、国民健康保険は。そのための準備というのはもう当然やっていかなきゃいけない。ただ、市町によって基金の状況だとかというのが非常に、使っちゃえという体制でやっているように感じられる市町もあるし、焼津みたいに堅実にやっている市町もあると。その辺の今後の使い方、今決算だから結果を聞かなきゃいけないんだけど、こういう結果を残したということはどういうことになるのかということをちょっと聞きたいなと思います。
- ○嶋 美津子国保年金課長 渋谷委員の質疑にお答えします。

県の統一といいますか、につきましては、県の国保の運営方針というものがございまして、今の段階で2027年度までに標準保険料率というものを一本化できるように、各市町、向かっていきましょうということでやっております。その中で医療費の適正化ですとか収納率の向上ですとか、収納率も各市町によってまちまちだったりしますので、あとは赤字繰入れをやっているところですとか賦課方式の統一、そういったものを統一していきましょうということで取組を進めているところであります。

その中で、基金の取扱いということをどういうふうに考えているかということですけれども、今後、主に今、歳出で大きいのが納付金を払うということが大きいことではあるんですけれども、その納付金について、制度が平成30年から県単位化になったところで、激変緩和措置というのが取られておりますので、それが今後どういうふうになっていくかというのが今のところまだはっきり見えてきていないところがございますので、そういったのがなくなったときにも安定して焼津市として国保事業を運営していくためにはどれだけ基金が必要かということを、またこれから検討はしていかなきゃならないかなというふうには自分のほうでは考えております。

以上です。

- ○杉田源太郎委員 ちょっと戻りますけど、滞納整理機構のところで86件といって、滞納整理機構にお願いをした件数は86件ということだと思うんですけど、先ほど、全体の滞納世帯数は1,496件あって、200万円以下が1,224世帯という、世帯と件と同じでいいのかな。それを引くと272世帯、272件あると思うんですけど、その272件の中の86件なのか、それとも、滞納世帯の中の1,224の世帯の中にもこの86件というのが含まれるのかどうか。
- ○小池善栄納税促進課長 滞納整理機構に送っているのは、全体では100件でございますが、そのうち、関連しているのが86件ですので、先ほども申し上げましたけれども、この86件の中に200万円以下の世帯がどれぐらい入っているかという数字は手持ちにありませんので、申し訳ありませんが、後ほど対応させていただきます。
- ○杉田源太郎委員 86件あって、2,485万6,252円という答弁だったと思うんですけど、これは回収した金額ということでいいですか。
- ○小池善栄納税促進課長 回収した金額でございます。
- ○杉田源太郎委員 差押え件数が24件という答弁があったと思います。この24件の滞納の 額というのかな、そういうのはどのくらいなんですか。
- ○小池善栄納税促進課長 申し訳ありません。24件の滞納金額、元の金額ということですよね、差押えをした元の金額が幾らかということですね。

それにつきましては、すみません、手持ちの資料がございませんので、それも後日お答えさせていただきます。回収金額は機構から振り込まれるのでそれで計算できるんだけど、それがどこの世帯の分の幾らかというのは分からないです。

- ○川島 要委員 高額療養費の一般被保険者高額療養費ということで10億5,300万円。件数にして1万9,914件ということで説明がありますけれども、実際に使われた方の人数というのは分かりますか。1人で何回も使っている可能性はあると思うんですけど。使った方の人数のここ二、三年の推移は分かりますか、増えているのかどうか。
- ○嶋 美津子国保年金課長 こちらは支払件数での管理をしておりまして、人数での管理 はしておりませんので、今手元にある件数ですと2万587件でした、令和元年は。
- ○川島 要委員 じゃ、少し減ったんですね。
- ○嶋 美津子国保年金課長 そうですね。
- ○増井好典委員 ちょっと話が戻ってしまうような感じなんですけれども、債権回収の対象事業費1,170万円という項目があります。税を集めていった部分で、全体的には不用額は470万円ほど出ているということなんですけれども、これは、逆にそれだけ税金がきっちり集まってきている状況と、予算よりもうまく行っているよというあかしでいいとは思うんですけど、ただ、対策事業費の中で、任用職員の方の雇用があったということも含めて、この金額、集まった滞納分のお金を掛け合わせた場合に、実際に費用対効果というのはきちんと感じられているのかどうか。また、これから先、今回のこの決算等を受けて、やっぱりこの辺は必要事項だというふうな感じ方をしているだとか、その辺はどうでしょうか。
- ○小池善栄納税促進課長 債権回収対策事業費につきましては、十分にその元が取れているというふうに私は感じております。

ただ、国保全体の事業費の中でその位置づけがどうですかとか、そういったことにつ

いては私のほうでは答えられませんので、一応、債権回収対策事業費としては、かけた だけの費用で回収が十分に取られているというふうに感じております。

○太田浩三郎委員長 それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 それでは、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○杉田源太郎委員 先ほどちょっと言いましたけど、決算の中の一番最後のページ、404 ページ。国民健康保険給付費支払準備基金ですよね。10億円あるんですよ。決算のとこ ろで10億円という額、使い道というのはこうだああだというのは今もまた説明を受けま したけど、一方の実態として、一番最初に言った滞納世帯1,496、その中の8割、9割 になるのかな、1,224世帯、これが200万円以下という、本当に生活困窮されている方、 私のところも、8期ある中の1期払っただけで、その後一切払えなくなってしまったと。 請求が来るのは分かるけど、なかなかそれを払える状態ではないということでいろいろ な相談に乗ったときに、生命保険をかけていたということで、その生命保険を解約して 一応全部は払いました。だけど、その後、本当に生活が不安な人、それは生活保護を受 けている人じゃないんだけど、そういうところもあって、今の状態というのは本当に危 機に瀕しているというふうに思っています。令和2年度の決算の中でも1,224世帯、多 分、令和3年度、今年度ですけど、もっと増えていくんじゃないかなと私は感じていま すけど、そういう中でこの基金、10億円ある。やはり県のほうからこうやって来るよだ とか、そういうことが分かっているもの、そういうものについてはちゃんと予想できる ので、その基金、この10億円から低所得世帯、そういうところを中心にしながらこの基 金を使っての対応、それを行うべきだというふうに思います。

以上です。

○太田浩三郎委員長 その他ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 他に討論はないようですので、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。認第13号について、これを認定することに賛成の委員の挙 手を求めます。

(賛成者拳手)

○太田浩三郎委員長 挙手多数でございます。よって、認第13号は、認定すべきものと決しました。

次に、認第16号「令和2年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」 を議題といたします。

それでは、認第16号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○杉田源太郎委員 これ、どこの項目だか示さないですみません。

特養の待機者というのが前に報告されたと思うんですけど、令和2年度の特養の待機 者、それはどのようになりましたか。

○石原隆弘健康福祉部長 探している間によろしいですか。

今回、新型コロナウイルス感染症対策ということで、課長以上で、係長1名、書記だ

けということなものですから、ちょっと資料を探すのにお時間を頂戴しますけれども、 すみません、申し訳ございませんが御理解いただきたいと思います。

- ○杉田源太郎委員 別件で質疑してもいい。
- ○太田浩三郎委員長 調べて、分かり次第また、どうぞ。
- ○杉田源太郎委員 2款1項2目と2款2項1目か、違う、両方とも1目だ。 介護予防サービスの給付費というのが同じ名称であって、2款1項のほうは介護度が 2以上だったかな。2項のほうは介護度1未満、要支援と、そういうことでいいのかな。 その中身について、福祉用具貸与の件についてちょっとお聞きしたいんですけど。
- ○平田泰之介護保険課長 その前によろしいでしょうか。 株業の体盤者の物ですければれ、悪企業 2以上で企業が真粋でなる。

特養の待機者の数ですけれども、要介護3以上で介護が高齢である等の条件の中で待機となっておりますのは、令和2年度は68名、県のほうの調査で68名と聞いております。

- ○杉田源太郎委員 それに関連して、この68名というのは、令和元年度の資料がちょっと 分かっていないんだけど、増えたか減ったかというのは分かります。
- ○平田泰之介護保険課長 令和元年度は44名でありますので、若干増えていらっしゃるということであります。
- ○杉田源太郎委員 介護度3以上という縛りができた以降、特養で部屋が空いてきちゃったとか、そういうのをちょっと聞いたことがあったんだけど、それでもまだ増えているという要因、何か分かりますか。
- ○平田泰之介護保険課長 これが増えているというのは、やはり皆さん特養に入られたい、 費用、所得ですとかそういうものも関係してくると思いますけれども、入りたくても入 れない状況になっているというのは聞いているんですけれども、それじゃ、何が原因か というのは、ちょっとそこまでは、待機ですよということの状態と聞いておるものです から、それ以上の御回答はできません。申し訳ございません。
- ○杉田源太郎委員 介護度3以上というのがあるんだけど、自分の知人の中で、介護度3 になっていなかったんだけど特養に入られている方がいるんだけど、何か条件というの はあるんですか。
- ○平田泰之介護保険課長 そこら辺は、私は3以上としか聞いていないものですから、例えば100%、3じゃなきゃ駄目かといいますと、状況というのはそのときによって変わってくるのかなというのは、どうしても必要がある方というのはそういうのを受けられるあれがあると思いますので。
- ○杉田源太郎委員 どことどこが決めていくのかな。
- ○平田泰之介護保険課長 私どものほうで、申し訳ありません。具体的なお話ができなく て申し訳ありません。
- ○杉田源太郎委員 自分が聞きたいのは、そちらからもらった資料、ここにコピーしてき たんだけど、生活環境を整えるサービスという、1冊みたいな、何ページもあるやつで、 その中の生活環境を整えるサービスというページがあったんですよ。そこの中身につい てちょっと確認したいんです。福祉用具の貸与と書いてあります。
- ○石原隆弘健康福祉部長 すみません。もう一度質疑を。
- ○杉田源太郎委員 要は、2款1項1目というのは介護度が2以上なのかな。それで、2 款2項1目というのが要支援と介護度1ぐらいまでの、そういうことなのかな。そちら

の資料によると、介護度によって、あるいは要支援等によって、借りられるものが限定 されていくんですよね。

- ○平田泰之介護保険課長 福祉用具貸与につきましては、要介護認定度によって借りられるものが違ってくるというのは決まっておりまして、介護度の低い方のほうが少なくなって、介護度が増えていくに当たりまして幅広く貸与が可能になっていくと。その中でいろいろ、例えば要支援でしたら手すりとかそういうものから始まりまして、例えば移動リフトですとか、重い方については徐々に借りられるものが高額なものになってくるというふうになっております。
- ○杉田源太郎委員 それはこの資料を見て分かるんですよ。私は今聞きたいのは、市民の方が確認ということで出てきたもので、要支援1、2、介護度1の方は手すり、スロープ、歩行器、補助のつえというこの4点だけなんですよね。介護度2、3になると、ここに書いてある車椅子からずっとあって、11項目の移動用リフトどうのこうのと書いてあるわけです。私が聞きたいのは、この中にシニアカー、電動で動くやつですよ、座ったまま。あれ、シニアカーというんですか。それの利用というのは、ここを見ると介護度2以上じゃないと多分できないと思うんですよ。この中で、先ほど言ったように2款1項1目のほうが対象になるんじゃないかなと思うんですけど、いいのかな、介護度。内容としては同じ項目が書いてあるもので、それを分けてあるというふうに説明を聞いたような気がするんですよ、窓口で。そのときに、もしこれは2款2項1目のほうが要支援1から介護度1を対象としているのであったら、この中にはシニアカーというのは含まれないはずなんですけど、ケアマネジャーさんなんかといろいろ相談する中で、要介護であったけど今まで借りることができていたというふうに聞いたので、そういうことはあるということでいいですか。
- ○平田泰之介護保険課長 一般的には要介護2、3以上の方が電動車椅子ですとかシニアカーというのを借りられるようになっておりますけれども、当然、2、3とか、介護度だけではかるものではない場合があります。その方の要介護がなくても、要支援の中でも生活上困るときというのは当然あると思います。ですから、そういうものを聞いていく中で、その方がどうしても今必要だということで判断がされた場合、当然ケアマネジャーともお話しさせていただいて、その方の生活状態を聞いていく中で判断がされた場合は、要支援1とか2でもお貸しすることはあります。

ただし、それを借りていって長く生活していく中で、当然、よくなる方もいらっしゃいますし、状態がそのまま、そこを使わなくても生活ができるよという判断がされた場合、そういう方には一時的にお貸しさせていただいていますので、そういうことを当然ケアマネジャーとも話をした中で、そういう方がみられる場合はそこで貸与をやめていただくというケースもございます。

以上です。

- ○杉田源太郎委員 分かりました。そういうちゃんと話合いの下で、こういうルールはあるけどそういう例もあり得るよ、柔軟に対応するよというふうに解釈していいですね。 その件数というのはどのくらいありますか。
- ○平田泰之介護保険課長 すみません。今手持ちの資料がございませんので、また後日、 数をお知らせさせていただきたいと思っております。

- ○杉田源太郎委員 自分のイメージと自分の母親をイメージしちゃいけないのかもしれないけど、介護度の2とか3というレベル、それは障害の中身によってかなり違ってくると思うんですけど、頭はしっかりしている、手は頭としっかり連動しながらできる。それでも介護度2、3の人がいて、社会参加というもの、この生活環境を整えるサービスというものが備えられていると思うんですけど、そういうときに、介護度2、3の人でも、自分は借りたいけど、ケアマネジャーさんとかそういう人たちがやめたほうがいいんじゃないとか、そういう例なんかもあるということでいいですか。
- ○平田泰之介護保険課長 当然、ケアマネジャーさんは、御本人さんといろいろ話をしていく中で、貸与するかどうかですとか、住宅改修などもそうなんですけれども、そういうのを決めていくものですから、基本的には寄り添った形での対応と私どもは考えております。

以上です。

- ○杉田源太郎委員 ちょっと基本的なことで申し訳ないんですけど、市のこの資料という のは、市が作ったものじゃなくて国の基準というようなことでよろしいですか。
- ○平田泰之介護保険課長 こちらは国の基準で考えております。

先ほどの入所の関係なんですけれども、入所に当たりましては、施設等の審査会というものがありまして、そちらでいろいろお話をしていく中で決定をしていくということですので、市にもその話を踏まえてこちらのほうに御相談もあるとは聞いておりますけれども、最終的にはそちらのほうで入所するかどうかということで決定していくということですので、介護度が満たない場合でもそういう方達が入所されているという現実はあるというのは聞いております。

- ○杉田源太郎委員 もう一件ちょっと聞いておきたいんですけど、介護保険というのは天 引きにされる人と天引きじゃない人とあると思うんですけど、これの滞納、天引きは滞 納がないと思うんですけど、そうじゃない方の滞納というのはどのくらいあるのでしょ うか。
- ○平田泰之介護保険課長 特別徴収のほうは100%になっております。普通徴収が令和2年度89.28%であります。滞納者は428人、2,144件となっております。
- ○杉田源太郎委員 今の428人、2,144件。
- ○平田泰之介護保険課長 1人の方で何件も滞納することもありますので、日ごとで。
- ○杉田源太郎委員 この人たちの先ほど言った収入との関係では何か特徴的なことはありますか。
- ○平田泰之介護保険課長 すみません。収入別のニーズ状況を手持ちで持っておりません ので、こちらのほうはまた後日報告させていただきます。
- ○太田浩三郎委員長 暫時休憩をお願いしたいと思います。

休憩(10:00~10:02)

- ○太田浩三郎委員長 審議を再開します。
- ○増井好典委員 決算書の368ページ、3款3項7目の件なんですけど、不用額は予算の割にたくさん出ています。これは私の勝手な解釈で、いろんな講座の開催とか、人が集

まったよとか、そういったことが新型コロナウイルス感染症の関係でできなくなったと。 そういった部分で思っていた予算の計上した部分は使うことがなくなってしまったのか なというふうな勝手な解釈をしているんですが、どんなものでしょう、内情のほうは。

- ○石田江利子委員 認知症のやつ。総合支援事業じゃないですか。不用額が500万円ある やつ。
- ○増井好典委員 不用額、549万4,000円。
- ○太田浩三郎委員長 分かりますか、質疑。
- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 今分かる範囲では、認知症対策連絡会議など、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかったものはあるというふうに認識をしております。ほかの細かいものにつきましても、外出の制限で自粛をされた関係で開催が見込めなくてやめたものはあるというふうに聞いております。

以上です。

- ○渋谷英彦委員 今のだけど、一番大きな区分の12の委託料というのは、支出金額が787 万4,980円で不用額が423万4,020円ということで、3分の2は使われていない。委託だ から、どこかに委託するのをやめたんじゃないの。
- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 認知症の総合支援事業費の中に物忘れスクリーニング の費用がありまして。すみません、もう一回やり直します。
- ○渋谷英彦委員 どこかに委託するようなものが、だから事業ができなかったということ じゃないの。
- ○平岡雅子地域包括ケア推進課長 原因は、医師会に委託しております後期高齢で特定健 診と同時に受ける認知症の一次スクリーニングを受けた方が減っていることが原因であ ります。
- ○太田浩三郎委員長 ほかにはどうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 質疑がないようでしたら、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。

それでは、これより採決いたします。認第16号について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者拳手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員でございます。よって、認第16号は、認定するものと決しました。

ここで暫時休憩したいと思います。再開は10時20分からとします。

休憩(10:09~10:17)

- ○太田浩三郎委員長 それでは、審議を再開します。
- ○平田泰之介護保険課長 先ほど福祉用具の貸与の件数について答弁漏れがありましたので、お答えさせていただきます。

令和 2 年度の実績は介護 $1 \sim 5$ で 2 万5, 970件であります。また、要支援 $1 \sim 2$ で 7, 276件です。

- ○杉田源太郎委員 これ、全体でだよね。
- ○平田泰之介護保険課長 それで、1人の方で12か月借りましたら12件という形になりま すので。
- ○太田浩三郎委員長 次に、認第17号「令和2年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算認定について」を議題といたします。

それでは、認第17号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

- ○杉田源太郎委員 どこかに出ていたのかもしれないんですけど、後期高齢者のほうに移った人数、それがどのぐらいいるか。
- ○嶋 美津子国保年金課長 令和2年度に75歳到達で後期高齢者医療に加入した人数は 1,336です。こちらは静岡県後期高齢者医療広域連合からの資料です。
- ○太田浩三郎委員長 これからもっと増える。
- ○渋谷英彦委員 後期高齢者医療というと、どうしてもお医者さんの関係だったりとかということで、非常に額も大きいですけれども、その中に不正請求というと問題がありますが、解釈の違いとかで、要は医療の関係者からこういった申請があったけれども、その申請は通りませんよというものがあるかと思うんですけれども、焼津市にはそういったような状況が、要は医療の不正と認定されてお金を返さなきゃならないやつ、認定されなかったやつ。それはどのぐらいあるんですか。
- ○嶋 美津子国保年金課長 後期高齢者医療制度は、広域連合と市で役割分担をしてやっているんですけれども、医療費の請求を受けて払うという行為は広域連合で行っていまして、レセプトの点検とかそういったのは国保連で行っているものですから、広域連合とそことのやり取りになってくるものですから、市のほうに不正だよということで上がってくることはないんですけれども。
- ○渋谷英彦委員 市では把握していないんだ。

そうすると、市のほうは事務手続だから当然そうなんだけど、後期高齢者のほうでこれは認定できませんよとなったときには、後期高齢者のほうからそういった機関に行っていると、そういうことになる。向こうが直接やっているの。

- ○嶋 美津子国保年金課長 おっしゃるとおりです。
- ○太田浩三郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 ないようですから、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。認第17号について、これを認定することに賛成の委員の挙 手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員でございます。よって、認第17号は、認定すべきものと決

しました。

以上で健康福祉部の議案審査については終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了といたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。当局の皆さん御苦労さまでした。

閉会(10:24)